

(別紙)

平成 20 年 12 月 26 日

金融庁

株式会社新銀行東京に対する行政処分について

1. 当庁は、株式会社新銀行東京に対し、平成 20 年 5 月 16 日から立入検査を行い、10 月 21 日に検査結果の通知を行った。検査通知における指摘事項については、銀行法第 24 条第 1 項に基づき、事実認識及び対応等の報告を求めた。
2. また、同行行員（当時）が関与した融資詐欺事件の発生を受け、銀行法第 24 条第 1 項に基づき、事実関係及び原因等の報告を求めた。
3. 同行は、過大な事業規模の追求、スコアリングモデルのみに依存した融資審査・管理等に起因して大幅な損失を計上してきた。同行はこれに対し、経営陣の大幅な交替、業務の重点化、大幅なリストラ等の対応を進めてきた。
しかしながら、上記検査結果及び報告に基づき検証を行った結果、以下のとおり、今後、更なる改善を要する問題点が認められた。
 - (1) 法令等遵守態勢については、上記融資詐欺事案に関連し、経営陣は、他の問題事案の有無の調査、再発防止策の策定などに係る十分な取組みを行っていない。
 - (2) 同行は、平成 19 年にスコアリングモデルを中心とした融資から、債務者の実態を踏まえた融資の審査・管理を行っていく方針に本格的に転換。行内手続きを整備し、実態把握の精度の向上に努めてきたが、店舗統廃合・人員削減等の作業に追われる中で、債務者の実態を把握する十分な態勢整備を図るには至っていない。
 - (3) 同行の内部監査は、事務事故の未然防止等に関する監査が中心となり、行員の不祥事を防止するという観点から実施されておらず、その機能は不十分である。
 - (4) 同行取締役会は、法令等遵守態勢、与信審査・管理態勢及び内部監査に係る態勢整備に向けて十分な指示を行っていないなど、機能の強化が必要である。
4. 以上を理由として、本日、同行に対し、銀行法第 26 条第 1 項の規定に基づき、下記の内容の業務改善命令を発出した。

記

- (1) 適切かつ健全な業務運営を確保するため、以下の観点から必要な改善措置を講じること。
 - ① 経営管理態勢及び内部管理態勢の確立・強化に向けた経営姿勢の明確化
 - ② 問題事案の再発防止のための抜本的な方策の策定及び法令等遵守態勢の確立
 - ③ 与信審査・管理態勢の強化
 - ④ 内部監査機能の実効性の確保
- (2) 上記(1)に関する業務改善計画を平成21年1月26日までに提出し、直ちに実行すること。
- (3) 当該業務改善計画の実施完了までの間、平成21年3月期を初回として、四半期ごとの進捗・実施状況等を翌月15日までに報告すること。